

東京都公報

発行
東京都

目次

規則

- クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則……………(福祉保健局健康安全全部環境保健衛生課)……………一
- 東京消防庁消防職員委員会規則の一部を改正する規則……………(東京消防庁企画調整部企画課)……………四

告示

- 不健全図書類の指定……………(青少年・治安対策本部総合対策部青少年課)……………五
- 情報通信の技術を利用する方法により行う手続等……………(総務局情報通信企画部企画課)……………六
- 特定計量器定期検査の実施……………(生活文化局計量検定所検査課)……………八
- 公共測量の終了(五件)……………(都市整備局都市基盤部調整課)……………八
- 市街地再開発組合の解散認可……………(都市整備局市街地整備部再開発課)……………九
- 建築基準法による一定の一団の土地の区域……………(都市整備局市街地建築部建築指導課)……………九
- 建築基準法による一団地の区域……………(都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第三課)……………九
- 東京都環境影響評価条例による環境影響評価書案等……………(環境局総務部環境政策課)……………九
- 東京都地域冷暖房区域の指定(二件)……………(環境局地球環境エネルギー部次世代エネルギー推進課)……………二
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(四件)……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………四

規則

- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………(同)……………一八
- 漁業災害補償法による特定第一号漁業者の規約設定の同意成立の届出……………(産業労働局農林水産部水産課)……………一九
- 都道の区域変更……………(建設局道路管理部路政課)……………一九
- 都道の供用開始……………(同)……………二二
- 道路法による道路の占用を制限する区域の指定……………(建設局道路管理部監察指導課)……………二二

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成三十一年三月十五日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第二十四号

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則

クリーニング業法施行細則(昭和五十年東京都規則第八十一号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中

「電話(四号) ()」を

「電話(四号) ()」を

「電話(四号) ()」を

「1 年 月 東京都知事施行クローニング師試験合格」を

「1 年 月 東京都クローニング師試験合格」を

「(2) 戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)又は戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)

(住民票ではありません。)

「(2) 次のいずれか

・住民票(本籍地は表示、マイナンバーは省略されているもの)

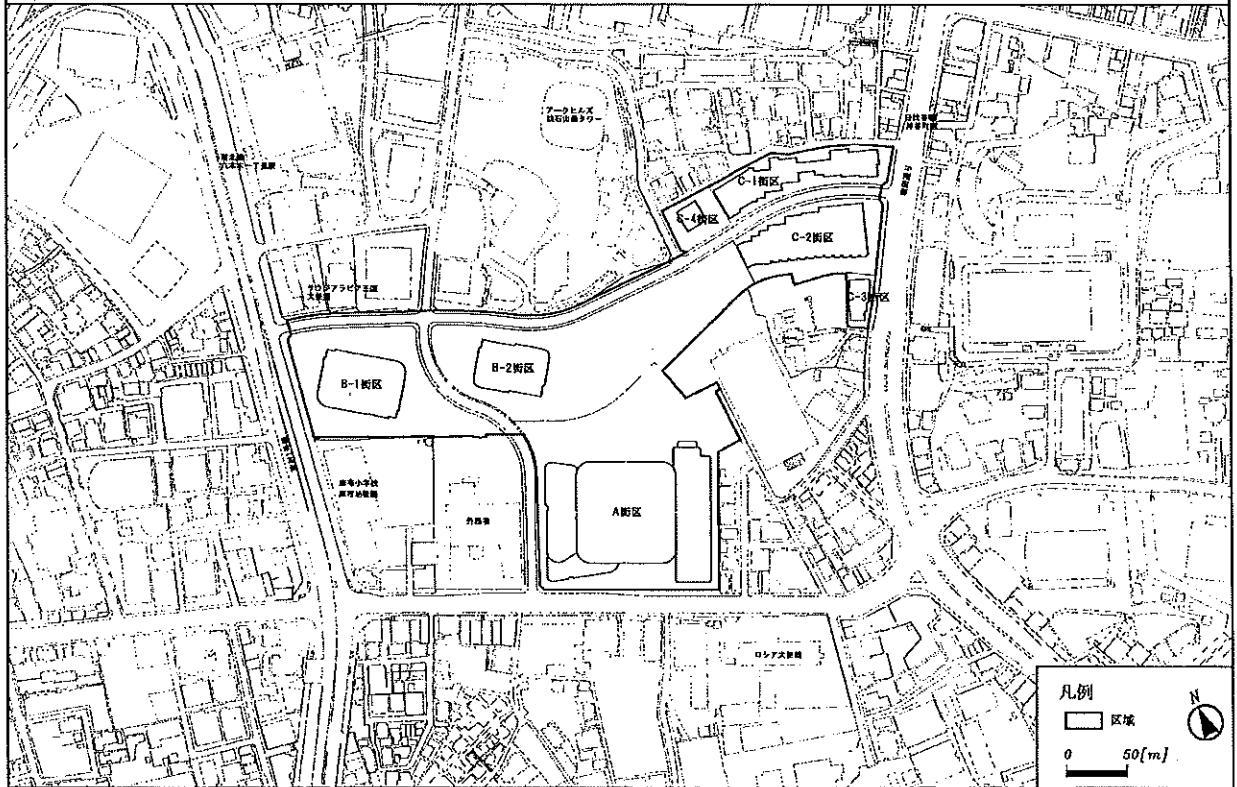
・戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)

・戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)

ただし、(1)の書類に記載された氏名と現在の氏名とが異なる場合に改

別図

虎ノ門・麻布台地域冷暖房区域



●東京都告示第三百四十六号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一
 第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお
 り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ
 ればならない区域(以下「形質変更時要届出区域」とい
 う。)を指定するので、同条第三項において準用する同法
 第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十一年三月十五日

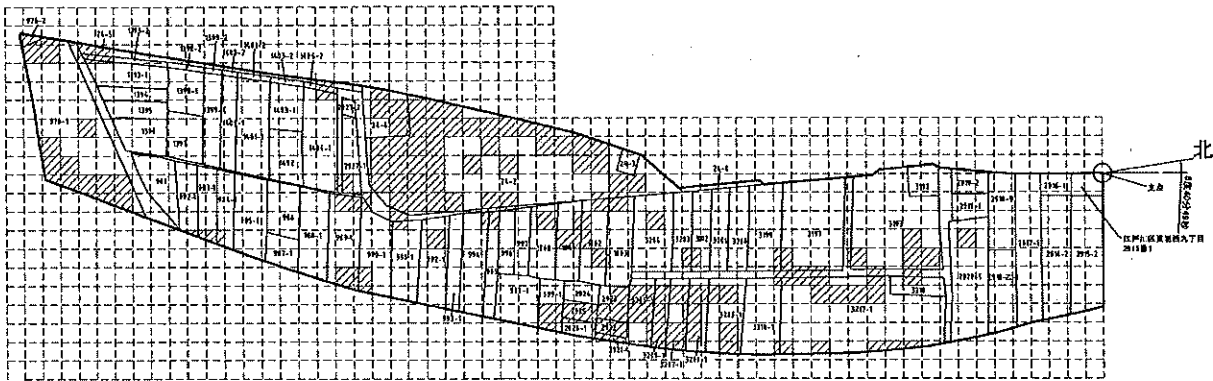
東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(江戸川区東葛
 西九丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十
 九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準
 に適合していない特定有害物質の種類 カドミウム及び
 その化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、セレン
 及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合
 物並びにふっ素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有
 害物質の種類 シアン化合物並びに鉛及びその化合物

別図



【支点】
支点は、江戸川区東葛西九丁目2915番1の最北端とする。

【凡例】
 □ 単位区画 □ 敷地境界
 ▨ 境界 ▨ 汚染要措置区域

【格子の回転角度(8度40分49秒)】
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第三百四十七号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域(以下「要措置区域」という。)を指定するので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十一年三月十五日

東京都知事 小池 百合子

一 要措置区域 別図のとおり(目黒区中央町一丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 トリクロロエチレン

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

四 当該要措置区域において講ずべき指示措置 原位置封じ込め又は遮水工封じ込め